

第32回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和5年2月24日(金)
- 2 開閉時間 午後5時開会 午後5時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博 9番 松田直人
10番 酒井雅憲 11番 北村浩光 12番 西永和美 13番 舟根 禎
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 5番 斉藤哲子
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 12番 西永和美、13番 舟根 禎
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の
確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の要請について
議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第5号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第32回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、12番委員、13番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」日程第3報告第2号「農業経営改善計画の認定通知について」報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3頁、4頁をご覧ください。
番号が18番から19番の2件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
届出の個所図については、別冊、説明資料の1項から2項になりますので併せてご確認ください。
続きまして、議案5頁をご覧ください。
報告第2号「農業経営改善計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので報告します。
議案は6頁から8頁になりますのでご覧ください。
6件の通知がありました。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。
以上の6件につきましては、今後の農用地利用関係の調整等に配慮をお願いします。
報告について以上です
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第4議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 10 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」です。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものです。

議案は 11 頁から 14 頁までをご覧ください。

番号が 42 番から 52 番までの 11 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、備考に記載のとおり全案件売買によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が解約成立日から 6 か月以内であり、要件に合致していることを確認しています。

なお、50 番の案件については、北村委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長

議事参与の案件がありますので、50 番について審議いたします。

11 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

50 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 50 番の案件については、認めると決定しました。

11 番委員

着席

議長

続きまして、残りの案件について審議いたします。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 5 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は17頁、18頁になりますのでご覧ください。

番号が17番から18番までの2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人（貸主）譲受人（借主）の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、（賃貸料）につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の3頁から7頁、農地法第3条の調査書については、説明資料の8頁、9頁の調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていることを確認しています。

17番の案件は、個人での賃貸借、18番の案件は、法人化による使用貸借です。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は21頁から26頁までをご覧ください。

番号が26番から38番までの13件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の10頁から25頁までと、調査書が26頁から38頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

全てあっせん案件です。

なお、35番の案件については、北村委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

それでは、26番から38番までのあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明についてお願いします。

7番委員

26番です。

令和4年12月4日から令和5年1月26日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当80,000円、230,000円、総額7,530,800円で成立しています。

27番です。

令和5年1月19日から令和5年2月8日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額8,985,074円で成立しています。

28番です。

令和5年1月19日から令和5年2月8日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当230,000円、総額1,017,750円で成立しています。

29番です。

令和4年12月2日から令和5年2月9日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当235,000円、総額712,990円で成立しています。

6番委員

30番です。

令和4年11月22日から令和5年2月14日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額2,566,900円で成立しています。

8番委員

31番です。

令和5年1月29日から令和5年2月16日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当290,000円、総額9,407,997円で成立しています。

14番委員

32番です。

令和4年11月20日から令和5年2月10日まで、あっせん回数4回で成立しています。

反当156,700円、170,000円、総額1,569,819円で成立しています。

13番委員

33番です。

令和5年2月1日から令和5年2月20日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当240,000円、総額5,604,960円で成立しています。

34番です。

令和5年2月4日から令和5年2月20日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当80,000円、150,000円、総額1,533,650円で成立しています。

14番委員

35番です。

令和4年12月26日から令和5年2月17日まで、あっせん回数4回で成立しています。

総額4,059,324円で成立しています。

6番委員

36番です。

令和5年2月1日から令和5年2月22日まで、あっせん回数3回で成立しています。

反当122,300円、総額18,834円で成立しています。

37番です。

令和4年11月4日から令和5年2月22日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額9,132,039円で成立しています。

11番委員

38番です。

令和5年1月31日から令和5年2月21日まで、あっせん回数3回で成立しています。

総額4,065,000円で成立しています。

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

議事参与の案件がありますので、まず35番について審議いたします。

11番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

35番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは35番の案件については、認めると決定しました。

11番委員

着席

議長

続きまして、残りの案件について審議いたします。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第7議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」です。

租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を継続するための証明願が提出されたので、証明の可否について審議願います。

議案 29 頁、30 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件でございます。

申請者の住所、氏名、特例の適用を受ける農地等の所在、地番、地目、面積、引き続き農業を行っている期間、証明書が必要な理由は、議案に記載のとおりです。

この証明は、生前贈与を受けた人が贈与税及び不動産取得税の徴収猶予の継続を受けるために必要な証明で、徴収猶予の適用を受けるために、3 年に 1 回手続きされているものです。

次の議案第 5 号と関連していますが、この方の対象農地は一部自留地と基盤強化法による賃貸を行っている農地があり、今回、証明願があったものです。農地台帳により確認し「引き続き農業経営を行っている旨の証明」については可と判断します。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 8 議案第 5 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 32 頁をご覧ください。

議案第 5 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」です。

租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等の同法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に係る証明願が提出されたので、証明の可否について、審議願います。

議案 33 頁、34 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件でございます。

申請者の住所、氏名、特例の適用を受ける農地等の所在、地番、地目、面積、引き続き特定貸付けを行っている期間、証明書が必要な理由は、議案に記載のとおりです。

この証明は、議案第 4 号と同様、生前贈与を受けた人が贈与税及び不動

産取得税の徴収猶予の継続を受けるために必要な証明で、徴収猶予の適用を受けるために、3年に1回手続きを行います。

先ほど議案第4号で説明しましたが、1番の方については、基盤強化法による貸貸を継続しており、農地台帳により確認し「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明」については可と判断します。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第5号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第5号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

局長

はい、議案35頁その他の1番「次回の定例会について」です。

次回、第33回の日程ですが3月27日（月）の17時からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員

問題なしの声

議長

それでは、3月27日（月）の17時からでお願いします。

局長

続きまして、2番「農地移動適正化あっせん経過報告について」です。

前回からの経過について、確認のため担当委員さんより報告をお願いします。

委員

各担当委員より報告

局長

その他連絡事項について説明

局長

主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

局長

案件は以上です。

議長

それでは、以上をもって第32回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。